

国税の申告・納付期限の簡易な方法による延長に関するFAQ

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（申告所得税：2月16日～3月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年分確定申告については、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申し出ることができるようにしました。

つきましては、その際の手続等をFAQとして取りまとめましたので、参考としてください。

目次

- 問1. 簡易な方法による延長
- 問2. 簡易な方法による延長の対象年分
- 問3. 簡易な方法による延長後の申告・納付期限
- 問4. 申告所得税等以外の税目の延長

上記以外の新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取り扱いに関しては[こちら](#)をご覧ください。

また、電話による相談については、最寄りの税務署にお問い合わせください（税務署に電話の上、所得税等のご質問の場合は音声案内に従い「0番」を押してください）。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

問1.《簡易な方法による延長》

簡易な方法による申告・納付期限の延長とは、どのようなものでしょうか。

○ 令和3年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告につきましては、オミクロン株による感染の急速な拡大状況に鑑み、令和4年3月15日（火）（個人事業者の消費税の確定申告については令和4年3月31日（木））の期限までに、新型コロナウイルス感染症の影響により申告することが困難であった方については、同年4月15日（金）までの間、[簡易な方法](#)により申告・納付期限を延長することができます。

○ 簡易な方法による延長とは、別途、「延長申請書」を作成して提出していただく必要はなく、申告書を提出いただく際に、その余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記していただくか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなどの方法をいいます。

（参考）個別指定による期限延長手続の具体的な方法

➤ [所得税等に関する申請手続の具体的な方法](#)

○ また、申告期限及び納付期限は原則として申告書を提出した日となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。

※ 申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされます（国税通則法 22 条）ので、納付をする場合は納付期限にご注意ください。

※ **延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には**、納付の猶予制度を適用できる場合があります。適用する場合は別途、**税務署に申請手続が必要になります**ので、まずは、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

問2.《簡易な方法による延長の対象年分》

簡易な方法による延長の対象となるのは何年分になるのでしょうか。

- [簡易な方法](#)による延長は、オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間にかけて、納税者ご自身や従業員・顧問税理士等が自宅待機を余儀なくされるなどの理由により、申告が困難になるケースが増加していると想定されることを踏まえたものであるため、令和4年1月以降に申告等の法定期限を迎える手続を対象としています。
- このため、令和3年12月末以前に申告等の法定期限を迎えた手続について期限の延長申請を行う場合は、通常どおり、「[延長申請書](#)」に申請理由等を記載の上、提出いただく必要があります。
- また、令和4年1月以降に申告等の法定期限を迎える手続について、令和4年4月16日以降に期限の延長申請を行う場合も同様に、「[延長申請書](#)」を提出いただく必要があります。

問3.《簡易な方法による延長後の申告・納付期限》

簡易な方法による延長の場合には、申告・納付期限はいつになるのでしょうか。

- 令和4年4月15日（金）までの簡易な方法により申告と同時に延長を申し出た場合は、原則として、申告書を提出した日が申告・納付期限となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。
- 同年4月16日（土）以降も新型コロナウイルス感染症の影響が続き、申告等ができなかった場合は、申告等ができるようになった日から2か月以内に「[延長申請書](#)」を所轄の税務署に提出していただくことになります。この場合は、所轄の税務署長が指定した日が申告・納付期限となります。
- また、振替納税を利用されている方の振替日については、別途お知らせします。

問4. 《申告所得税等以外の税目の延長》〔令和4年2月3日更新〕

申告所得税等以外の税目について、簡易な方法による延長の適用を受けることはできないのですか。

- 法人税や相続税といったその他の税目についても、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等が困難な方もおられると考えられ、そのような方については申告書の余白に所定の文言を記載いただく等の簡易な方法による延長が認められます。
- 具体的な方法等（申告書余白部への記載や e-Tax を利用する場合の所定の欄の入力方法など）については、国税庁ホームページ「個別指定による期限延長手続の具体的な方法」を参照してください。

（参考）個別指定による期限延長手続の具体的な方法

- [法人税及び地方法人税・法人の消費税・源泉所得税](#)
- [相続税](#)